

文化財保護法における都道府県又は市の教育委員会が処理する事務
～文化財保護法 施行令～

【文化財保護法施行令】 平成 28 年 3 月 29 日現在

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項 又は第九十七条第一項 の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項 において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項 の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項 において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条 において準用する場合を含む。）及び第八十五条 において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項 において準用する法第五十一条第五項 の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項 の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項 の規定による届出の受理、同条第二項 の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項 の規定による通知の受理、同条第二項 の規定による通知、同条第三項 の規定による協議、同条第四項 の規定による勧告、法第九十七条第一項 の規定による通知の受理、同条第二項 の規定による通知、同条第三項 の規定による協議並びに同条第四項 の規定による勧告

2 法第九十三条第一項 において準用する法第九十二条第一項 の規定による届出の受理、法第九十三条第二項 の規定による指示、法第九十六条第一項

の規定による届出の受理、同条第二項 又は第七項 の規定による命令、同条第三項 の規定による意見の聴取、同条第五項 又は第七項 の規定による期間の延長及び同条第八項 の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項 において準用する法第九十二条第一項 の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項 の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項 の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条 の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項 、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項 において準用する場合を含む。）及び第五十五条 の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項 の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号又の規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条 の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

□ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五条第一項（法第二百十条 及び第七十二条第五項 において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

又 イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

ニ 法第三十条（法第七十二条第五項 において準用する場合を含む。）及び第三十一条 の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イから又までに掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項 の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 文化庁長官は、前項第一号又の規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

6 第四項第一号又の管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

7 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

「史跡」に係る文化財保護法施行令第5条の整理

(注) 「史跡」に関し「県教育委員会」が処理する事務 「史跡」に関し「市教育委員会」が処理する事務

| 条 | 項 | 号 | 条 文 | 説 明 ・ 補 足 |
|---|---|---|---|---|
| 5 | 1 | | 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、 都道府県の教育委員会 が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の <u>価値が特に高いと認められる埋蔵文化財</u> について、 <u>文化庁長官</u> がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第5号に掲げる事務（法 第92条第1項 の規定による届出の受理及び法 第94条第1項 又は 第97条第1項 の規定による通知の受理を除く。）を行うことを <u>妨げない</u> 。 | <p>< 第92条第1項 > 土地に埋蔵されている文化財（以下「<u>埋蔵文化財</u>」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。</p> <p>< 第94条第1項 > 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「<u>国の機関等</u>」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で<u>周知の埋蔵文化財包蔵地</u>を発掘しようとする場合にお</p> |

| | | | |
|---|--|--|--|
| | | <p>いては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。</p> <p><第97条第1項></p> <p>国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない</p> | |
| 1 | <p>法第35条第3項（法第83条、第118条、第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに</p> | <p><第35条第3項></p> <p>重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。</p> <p>2(省略)</p> <p>3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。</p> <p><第83条></p> <p>重要有形民俗文化財の保護には、第34条の2から第36条まで、第37条第2項から第4項まで、第42条、第46条及び第47条の規定を準用する。</p> <p><第118条></p> | |

管理団体が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項及び第 33 条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第 56 条第 3 項の規定を準用する。

<第 120 条>

所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

<第 172 条第 5 項>

文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2、3、4(省略)

5 地方公共団体その他の法人が第 1 項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、

第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、**第30条、第31条第1項、第33条、第35条、第115条第1項及び第2項、第116条第1項及び第3項、第121条並びに第130条**の規定を準用する。

<第30条>

文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

<第31条第1項>

重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

<第33条>

重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくははき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

<第35条>

重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するこ

とができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

<第115条第1項 第2項>

第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3、4(省略)

<第116条第1項及び第3項>

管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2(省略)

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

<第121条>

管理が適当でないため史跡名勝天然記念物

が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、**第 36 条第 2 項**及び**第 3 項**の規定を準用する。

< 第 36 条第 2 項 第 3 項 >

重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

< 第 130 条 >

文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧

法第36条第3項（法第83条、第121条第2項（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第172条第5項において準用する場合を含む。）、第46条の2第2項及び第129条第2項において準用する法第35条第3項の規定による指揮監督

<第36条第3項>

重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第3項の規定を準用する。

<第83条>

重要有形民俗文化財の保護には、第三十四条の二から第三十六条まで、第三十七条第二項から第四項まで、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を準用する。

<第121条第2項>

管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

若しくは環境保全の状況につき報告を求め
ることができる。

2 前項の場合には、**第36条第2項及び第3項**の規定を準用する。

<第172条第5項>

文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2、3、4(省略)

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、**第30条、第31条第1項、第33条、第35条、第115条第1項及び第2項、第116条第1項及び第3項、第121条並びに第130条**の規定を準用する

<第36条第2項 第3項> *既掲

<第30条>

文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

*「史跡」は「重要文化財」ではないので、この号は該当しない。

<第31条第1項>

重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

*「史跡」は「重要文化財」ではないので、この号は該当しない

<第33条>

重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

*「史跡」は「重要文化財」ではないので、この号は該当しない。

<第35条>

重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督する

ことができる。

*「史跡」は「重要文化財」ではないので、この号は該当しない。

<第115条第1項 第2項>

第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

<第116条第1項 第3項>

管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2(省略)

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

<第121条>

管理が適当でないため史跡名勝天然記念物

| | | | |
|---|--|---|---|
| | | | <p>が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、<u>管理団体</u>、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に<u>関し必要な措置を命じ</u>、又は<u>勧告</u>することができる。</p> <p>2 前項の場合には、第 36 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。</p> <p><第 130 条> 文化庁長官は、必要があると認めるときは、<u>管理団体</u>、所有者又は管理責任者に対し、<u>史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求め</u>ることができる。</p> |
| 2 | <p>法第 43 条第 4 項（法第 125 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の<u>停止命令</u>（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）</p> | <p><第 43 条第 4 項> <u>重要文化財</u>に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 文化庁長官は、第 1 項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第 1 項の許可を受けた者が前項の<u>許可の条</u></p> | |

| | | | |
|---|--|---|--|
| | | <p>件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の<u>停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</u> 5、6(省略)</p> <p><第125条第3項> 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 2(省略) 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。 4、5、6、7(省略)</p> | |
| 3 | <p>法第51条第5項（法第51条の2（法第85条において準用する場合を含む。）及び第85条において準用する場合を含む。）の規定による<u>公開の停止命令</u>（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第84条第2項において準用する法第51条第5項の規定による<u>公開の停止命令</u></p> | <p><第51条第5項> 文化庁長官は、<u>重要文化財</u>の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて、重要文化財の公開を勧告することができる。 2 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて、その公開を命ずることができる。 3 前項の場合には、第四十八条第四項の規定を準用する。</p> | |

4 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、前三項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

5 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。

6 第二項及び第三項の規定による公開のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

7 前項に規定する場合のほか、重要文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要文化財を公開するために要する費用は、文部科学省令で定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

*「史跡」は「重要文化財」ではないので、この項は該当しない。

< 第 51 条の 2 >

前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第 34 条の規定による届出があつた場合には、前条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

*「史跡」は「重要文化財」ではないので、この条は該当しない。

< 第 85 条 >

重要有形民俗文化財の公開には、第 47 条の 2 から第 52 条までの規定を準用する。

*「史跡」は「重要有形民俗文化財」ではないので、この条は該当しない。

<第84条第2項>

重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体（第八十条で準用する第三十二条の二第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。以下この章及び第十二章において同じ。）以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の三十日前までに、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開事前届出免除施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開事前届出免除施設の設置者が当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

2 前項本文の届出に係る公開には、第五十一条第四項及び第五項の規定を準用する。

*「史跡」は「重要有形民俗文化財」ではないので、この項は該当しない。

4 法第53条第4項の規定による公開

<第53条第4項>

の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

2、3(省略)

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

*「史跡」は「重要文化財」ではないので、この項は該当しない。

5 法第92条第1項の規定による届出の受理、
同条第2項の規定による指示及び命令、
法第94条第1項の規定による通知の受理、
同条第2項の規定による通知、
同条第3項の規定による協議、
同条第4項の規定による勧告、
法第97条第1項の規定による通知の受理、

< 第92条第1項 第2項 >
 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又

同条第2項の規定による通知、
同条第3項の規定による協議並び
に同条第4項の規定による勧告

はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずること
ができる。

<第94条第1項 第2項 第3項 第4項>

国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共
団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下
この条及び第九十七条において「国の機関等」と
総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知
の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合にお
いては、同条の規定を適用しないものとし、当該
国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に
当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知
しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合
において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認
めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計
画の策定及びその実施について協議を求めべき
旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事
業計画の策定及びその実施について、文化庁長官
に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第1
項の通知があつた場合において、当該通知に係る
事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要
な勧告をすることができる。

5 (省略)

<第97条第1項 第2項 第3項 第4項>

国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたと
きは、同条の規定を適用しないものとし、第九十
二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調

| | | | |
|---|---|--|--|
| | | <p>査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。</p> <p>2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。</p> <p>3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。</p> <p>4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。</p> <p>5(省略)</p> | |
| 2 | <p>法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理、</p> <p>法第93条第2項の規定による指示、</p> <p>法第96条第1項の規定による届出の受理、</p> <p>同条第2項又は第7項の規定による命令、</p> <p>同条第3項の規定による意見の聴取、</p> <p>同条第5項又は第7項の規定によ</p> | <p><第93条第1項 第2項></p> <p>土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。</p> <p>2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実</p> | |

る期間の延長及び

同条第 8 項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、**都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項**の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（**法第 93 条第 1 項**において準用する**法第 92 条第 1 項**の規定による届出の受理及び**法第 96 条第 1 項**の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

施その他の必要な事項を指示することができる。

＜**第 92 条第 1 項**＞

土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

＜**第 96 条第 1 項 第 2 項 第 3 項 第 5 項 第 7 項 第 8 項**＞

土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、

| | | | |
|---|---|--|--|
| | | <p>期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。</p> <p>3 <u>文化庁長官</u>は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、<u>関係地方公共団体の意見を聴かなければならない</u>。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 第 2 項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 <u>文化庁長官</u>は、第 1 項の届出がなされなかつた場合においても、第 2 項及び第 5 項に規定する措置を執ることができる。</p> <p>8 文化庁長官は、第 2 項の措置を執つた場合を除き、第 1 項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第 2 項の措置を執つた場合を除き、第 1 項の届出がなされなかつたときも、同様とする。</p> <p>9、10 (省略)</p> | |
| 3 | <p>次に掲げる<u>文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会</u>(第 1 号及び第 2 号に掲げるものにあつ</p> | | |

ては第1号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第2号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

1 次に掲げる現状変更等に係る法第43条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
 ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

<第43条>
重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為

| | | | |
|---|---|---|--|
| | | <p>の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。</p> <p>*「史跡」は「重要文化財」ではないので、この条は該当しない。</p> | |
| 2 | <p>法第 53 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）</p> | <p><第 53 条第 1 項 第 3 項 第 4 項></p> <p><u>重要文化財</u>の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。</p> <p>2(省略)</p> <p>3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に</p> | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| | | <p>係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>*「史跡」は「重要文化財」ではないので、この項は該当しない。</p> | |
| 3 | <p>法第54条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び</p> <p>第55条の規定による調査（第1号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第43条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）</p> | <p><第54条></p> <p>文化庁長官は、必要があると認めるときは、<u>重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体</u>に対し、<u>重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。</u></p> <p><第172条第5項></p> <p>文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は<u>史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。</u></p> <p>2、3、4(省略)</p> <p>5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、<u>史跡名勝天然記念物に係るときは、第30条、第31条第1項、第33条、第35条、第115条第1項及び第2項、第116条第1項及び第3項、第121条並びに第130条の規定を準用する。</u></p> | <p><第30条></p> <p>文化庁長官は、<u>重要文化財の所有者</u>に対し、<u>重要文化財の管理</u>に関し必要な指示をする</p> |

ことができる。

*「史跡」は「重要文化財」ではないので、この条は該当しない。

<第31条第1項>

重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

*「史跡」は「重要文化財」ではないので、この項は該当しない。

<第33条>

重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

*「史跡」は「重要文化財」ではないので、この条は該当しない。

<第35条>

重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有

者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

*「史跡」は「重要文化財」ではないので、この条は該当しない。

<第115条第1項 第2項>

第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

<第116条第1項 第3項>

管理団体が行う管理及び復旧に要する費用

は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2(省略)

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

<第121条>

管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、**第36条第2項**及び**第3項**の規定を準用する。

<第130条>

文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

<第55条>

文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つて

その現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一 重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。

四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

*「史跡」は「重要文化財」ではないので、この条は該当しない。

< 第43条第1項 >

重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、

| | | | |
|---|---|---------------------------|--|
| | | この限りでない。 2、3、4、5、6(省略) | |
| 4 | 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、 <u>都道府県の教育委員会</u> (第1号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号又に規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、 <u>当該市の教育委員会</u>)が行うこととする。 | | |
| 1 | 次に掲げる現状変更等(イからへまでに掲げるものにあつては、 <u>史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。</u>)に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令 | | |
| | イ <u>小規模建築物</u> (階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で <u>三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却</u> | | |

| | | |
|--|---|---|
| <p>□ <u>小規模建築物の新築、増築、改築又は除却</u>（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が <u>150 ヘクタール以上</u>である<u>史跡名勝天然記念物</u>に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の<u>第一種低層住居専用地域</u>又は<u>第二種低層住居専用地域</u>におけるもの</p> | | |
| <p>ハ <u>工作物</u>（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の<u>設置、改修若しくは除却</u>（改修又は除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）</p> <p>又は<u>道路の舗装若しくは修繕</u>（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他<u>土地の形状の変更を伴わないもの</u>に限る。）</p> | | |
| <p>二 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する<u>史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却</u></p> | <p><第 115 条第 1 項> 第 113 条第 1 項の規定による指定を受けた<u>地方公共団体</u>その他の法人（以下この章及び第十二章において「<u>管理団体</u>」という。）は、文部科学省令の定める基準により、<u>史跡名勝天然記念物の管理</u>に必要な<u>標識、説明板、境界標、囲い</u>その他の施設</p> | <p><第 113 条第 1 項> <u>史跡名勝天然記念物</u>につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 119 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | <p>を設置しなければならない。</p> <p><第 120 条></p> <p>所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。</p> <p><第 172 条第 5 項> *既掲</p> | <p>しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。</p> |
| <p>ホ <u>埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修</u></p> | | |
| <p>ハ <u>木竹の伐採</u>（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）</p> | | |
| <p>ト <u>天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着</u></p> <p>*「史跡」ではないので項目は該当しない。</p> | | |

| | | |
|--|-----------------------------|--|
| <p>チ <u>天然記念物</u>に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け *「史跡」ではないので項目は該当しない。</p> | | |
| <p>リ <u>天然記念物</u>に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却 *「史跡」ではないので項目は該当しない。</p> | | |
| <p>又 イからリまでに掲げるもののほか、<u>史跡名勝天然記念物</u>の指定に係る地域のうち<u>指定区域</u>（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、<u>現状変更等の態様</u>、<u>頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域</u>をいう。）における<u>現状変更等</u></p> | | |
| <p>2 法第130条（法第172条第5項に</p> | <p><第130条></p> | |

において準用する場合を含む。)及び
第 131 条の規定による調査及び調
査のため必要な措置の施行(前号イ
から又までに掲げる現状変更等に係
る**法第 125 条第 1 項**の規定による
許可の申請に係るものに限る。)

文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理
団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天
然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全
の状況につき報告を求めることができる。

<**第 172 条第 5 項**> *既掲

<**第 131 条**>

文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場
合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝
天然記念物に関する状況を確認することができず、
かつ、その確認のため他に方法がないと認めると
きは、調査に当たる者を定め、その所在する土地
又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、
復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び
土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要
な措置をさせることができる。ただし、当該土地
の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい
損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはなら
ない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は
保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたと
き。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡し
ているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰
亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝
天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値
を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| | | | <p>失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第 55 条第 2 項の規定を、前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。</p> | |
| 5 | | 文化庁長官は、前項第 1 号又の規定による <u>指定区域の指定をしたとき</u> は、その旨を <u>官報で告示</u> しなければならない。 | | |
| 6 | | 第 4 項第 1 号又の管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。 | | |
| 7 | | <u>第 1 項本文、第 2 項本文、第 3 項及び第 4 項の場合</u> においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る <u>文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。</u> | | |